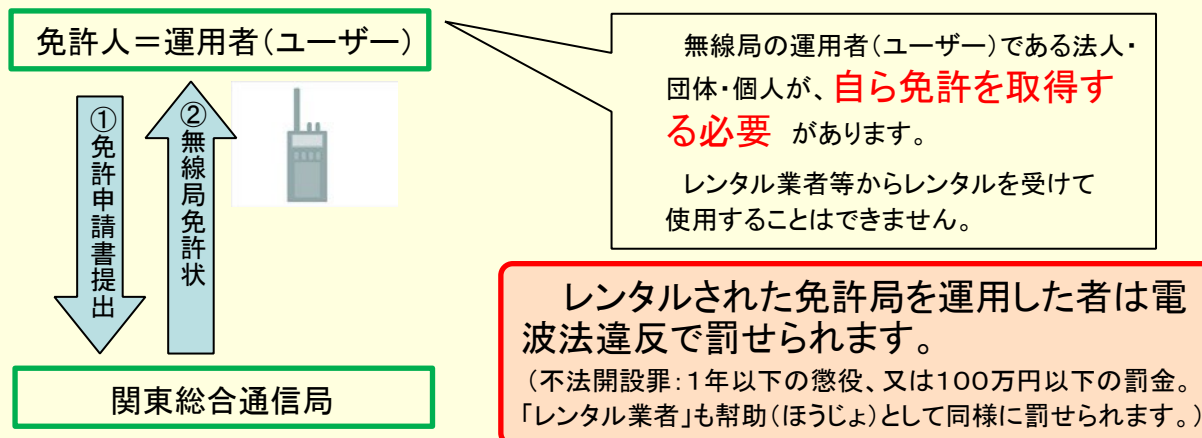
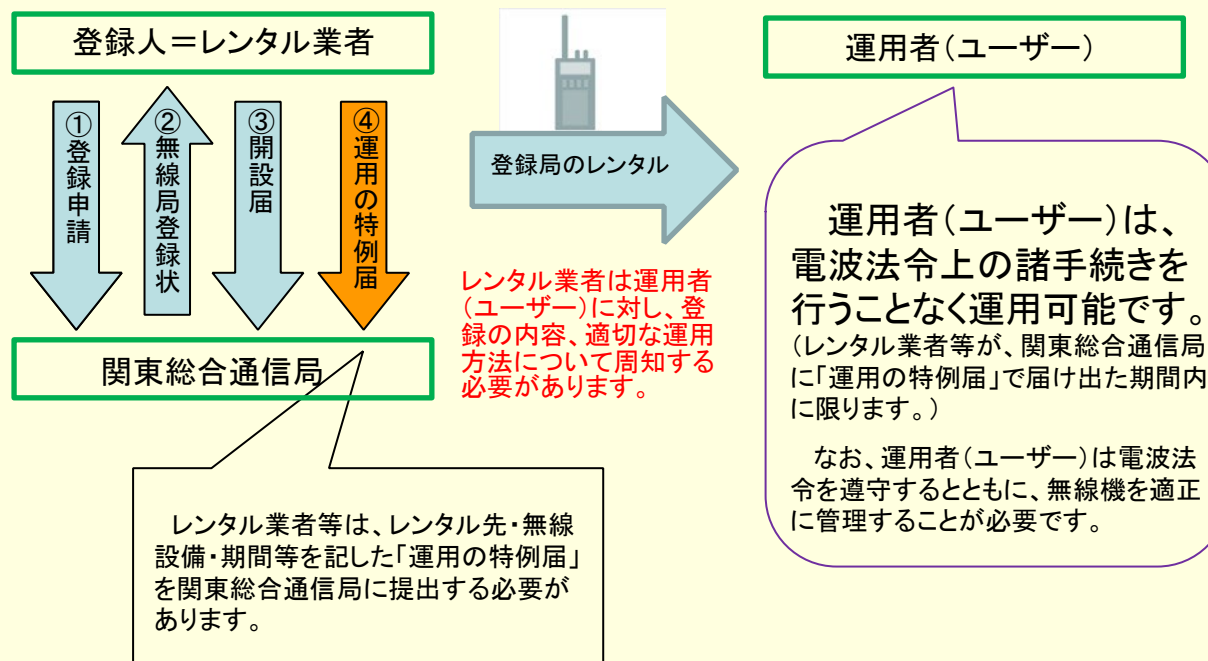


RFID のレンタルについて

「**免許局**」は業者等からレンタルを受けて運用することが**できません**。



「**登録局**」は業者等からレンタルを受けて運用することが**可能です**。



【参考条文】

電波法 第七十条の九（登録人以外の者による登録局の運用）

登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。（以下略）